

午前10時01分休憩

午前10時09分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

先ほどの暫時休憩の折に協議がなされました。先ほど私のほうから報告をいたしました。昨日の黒田議員の一般質問の中で不適切な発言があったということで、今、協議をいたしました。

その中で、黒田議員といたしましては、議会に対して、発言の取消し、謝罪するかどうかは判断にお任せをいたします。

いいですか。もう一回いいですか。（発言する者あり）だから、不適切な言葉がありましたので、そのことについて謝罪をするかどうかは本人にお任せしますということです。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（春田 新一君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 15番、対政会の私、大浦でございます。本日最終日でトップバッターでございますが、今回の一般質問、私の自ら発したことよりは、島民の方からのある電話をきっかけに本日の質問に立っております。

それでは、通告に従い、市政一般について質問を行います。

昨年の11月頃、私に島民のある方より1本の電話がございました。その内容は、湯多里ランドつしまの大規模改修の、指定管理者が行った自主事業として改修した事業内容について、再度、チェックをしていただきたいとの要望でございました。

特に、露天風呂の活用、これは、ろ過機の整備等についてでございますが、詳しくこのことについて報告をお願いしたいと存じます。

また、収支を含む利用状況について、あわせて報告をお願いいたします。

当施設は、平成14年度、旧美津島町が雑知乙1168番地、この地に1万4,000平方メートルの広大な敷地に1,300メートルの深さにボーリング工事を行い、温泉施設として大浴場、露天風呂、家族風呂、サウナ、トレーニング室の整備、あわせてプール棟では、温水プール、児童プール、トレーニング室の整備、そしてレストラン、売店のほか、駐車場の敷地は90台の普通車両が駐車できるスペースとなっております。

この施設の設置の目的は、市民の健康と福祉の増進を図り、あわせて本市観光事業の発展及び

地域振興に寄与することとなっております。

なお、この事業に投じた経費は、18億2,000万円と報告されております。

さて、同施設は、平成15年5月より第3セクター方式により、翌年16年、いわゆる町村合併の年でございます。この2年間に及んで経営は存続しましたが、破綻に追い込まれ、その後、業務は中断した経過がございます。

この原因は、源泉をくみ上げ温水として加熱する、この手段は、電力及び灯油ボイラーと記憶して、私はおります。当時の手段としては、このような対応が、なされておりました。

しかし、大浴場、温水プール等に必要な大量の温水の確保は、年間を通した場合、困難なことで難題であったこと、間違いなくそういうふうなことをうかがっております。

対馬では、合併前、厳原町の「漁り火の湯」、峰町の「ほたるの湯」、上対馬町の「渚の湯」、美津島町の「真珠の湯」、それぞれ温泉の深さは異なっておりますが、全て冷泉を、言葉では「冷泉」という言葉になっております。火山活動のない中での、そういうふうなボーリング事業、これは1,000メートルぐらいの深さ前後に掘れば、大体そういうふうなことが湧き出る、そういうような定義が、温度とか、あるいは、その成分等で判断をされている状況にあります。

この湯多里ランドですが、他の地区と比較すると、温水プール、露天風呂は、理想ではあったが、通常の方策では前に進むことはできないことは明らかとなり、次のとおりいたしました。

第3セクター方式は廃止し、指定管理による委託方式とし、熱源対策はバイオマスボイラーの導入により業務は遂行することが可能となりました。その時点で、露天風呂の使用を断念したと聞き及んでおります。

このような中で、対馬市は、令和3年度から令和5年度にかけて大規模改修を行ったわけですが、これに要した経費は、総額4億6,630万8,000円となっております。

なお、その時点で露天風呂にかかるろ過機の設備、このものは撤去したと聞き及んでおります。

最後になりますが、指定管理者が自主事業として露天風呂の活用を、令和5年12月から運営開始されたとのことですが、これを承認された経緯について、詳しく伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、湯多里ランドつしまの運営状況についてでございますが、プールは、令和5年7月、温泉等につきましては令和5年12月に、現在の指定管理者による営業を開始いたしました。

まず、利用者数でございますが、プールにつきましては、令和5年度が1万4,916人、令和6年度が2万3,298人、令和7年度は1月末時点で1万9,977人であります。

次に、温泉施設については、令和5年度が8,174人、令和6年度が4万753人、令和

7年度1月末時点では4万646人の御利用をいただいております。

さらに、自主事業でありますレストランを含む施設全体での利用者数は、令和5年度が3万2,220人、令和6年度が9万3,002人、令和7年度は1月末時点で7万8,076人となっており、順調に伸びてきている状況でございます。

次に、収支状況でございます。令和5年度の収支差額はマイナスとなっております。これは施設再開に伴う初期投資等が主な要因であります。一方で、令和6年度は、利用者数の増加に伴い、収入も増加し、収支差額はプラスとなっております。

また、今年度においてもプラス収支を見込んでおり、施設運営は着実に軌道に乗りつつあり、収支面において改善の傾向が見られる状況でございます。

続きまして、指定管理者が自主的に実施した改修等の施設整備の内容についてであります。主な改修整備は、露天風呂の整備でございます。この露天風呂の整備につきましては、令和4年度の湯多里ランドつしまの指定管理者公募に際し、提出された事業計画に基づくものであります。

当該計画においては、施設利用者の満足度向上及び施設の付加価値向上を目的として、それまで活用されていなかった露天風呂を自主的に整備することが提案されておりました。市といたしましては、その内容を確認の上、了承したものでございます。

なお、施設の改修につきましては、令和5年3月28日に締結した湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書において、第24条に原状の変更に関する取扱いが定められております。また、第25条では、改修に伴う原状回復の義務が規定されております。

以上の基本協定書の規定を踏まえ、指定管理者が原状回復を行えない場合の取扱い並びに改修費用を市に請求する可能性がある場合の対応についてでございますが、本協定書には、原状回復の義務が規定されている一方で、指定管理者が市の承認を得た場合には、原状回復義務を免除できる規定もございます。もともと老朽化により使用されていなかった露天風呂を、指定管理者が自主的に整備し、使用可能な状態にしたものでございます。

市は、施設の機能性向上や利用者の満足度向上の観点から、当該露天風呂について、必ずしも改修前の状態へ復旧を求める必要はなく、必要に応じて、原状回復を求めない判断も可能でございます。

また、基本協定書には改修等の原状変更は、指定管理者の責任と費用で行うことが明記されており、基本協定書の規定は、契約上明確であり、市が改修費用を負担することはありません。

なお、これは露天風呂に限らず、施設全体の自主事業の改修においても、同様の考え方であります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） どうもありがとうございました。この中で、露天風呂について、指定管理者が直接手を加えて、その施設を確保したと、こういうふうなことを市として認めたというふうなことを報告がございましたが、これについて、ちょっと触れてみたいと思うんですが、

令和3年から令和5年の改修事業、この中で露天風呂のろ過施設等の器具は、全て撤去したというふうに聞いておりますが、これは間違いございませんか。市の改修工事で、それが撤去したということ、ちょっと確認とります。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） お答えいたします。

私も資料を確認いたしましたところ、露天風呂のろ過機等については撤去いたしているということを確認いたしております。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そうなりますと、指定管理者が、これをわざわざ新しくか中古か分かりませんが、確保したというふうなことで、そのことについては、どのような確認をとっておりますか。施設の、要は露天風呂のろ過機等に係るそういうふうな施設の備品等、備品じゃなくてパイプラインじゃないけども、そういうふうなことがあるんでしょう。そこらあたりのどのような格好で確保をしたか、要は、どのくらいのお金がかかったかというふうなことを、ここでちょっと確認をとりたいんですが。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうに報告があった点では、その指定管理者のほうから配管図等の設計図等が提出されまして、それを確認の上、工事に入られたものというふうに、私、記憶をしているところでございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、この自主事業という原状を変更しますよというふうなことを市に申し出て、そして協議の上、その組織の中の委員会か知りませんが判断して、これを決定すると。その中で2点ほど、ちょっと確認をとりたいんですが。露天風呂と、それから簡易宿泊所、これは明記しておりますね。これが幾らかかったかぐらいは、私は、その判断する中で分からんというふうなことはあり得んと思うんですが、業者側から出されたその整備費、あるいは工事費、この露天風呂と簡易宿泊所、これは、宿泊所は何か所あったんですかね。それ含めて、そのことの回答をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 質問にお答えいたします。

露天風呂のろ過機の改修には、約4,500万円ほどかかっているというふうに聞いておりま

す。リラクゼーション簡易宿泊所につきましては、これはあくまで自主事業ですので、その工事に幾らかかったというのは、こちらのほうには、ちょっと報告は受けていない状況でございます。

リラクゼーション宿泊所の宿泊規模ですが、ちょっとお待ちください。すみません。9部屋設置で24名が利用可能ということで報告を受けております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、5年間の契約という期間ですよ、基本が5年間。この短い時間、期間と私は思いますよ。なぜか言えば4,500万円の金を投じるということが、現実には5年間の中にありますかね。私はないと思う。あるっちゃうても、それはおかしい。このところ、非常に市としての判断が、あるいは業者側が、あくまで5年過ぎたら、またその方が、恐らく業者の方は続けて事をやろうというような勢いで、この投資をされた可能性はあります。

しかし、新たに公募をかけて、素晴らしい提案があつて、さあどうしようかなというときに、この4,500万円の投資というのは、これが簡単に裁くことができにくい状態を私はつくったと見ておるんですが、市長、その辺を、いやいや、撤去するものはするんだと、新しい提案者が優秀であれば、それは外に出してもらおうよという思いなのか、この辺について、非常に私は大切な判断が待っていると思うんです。あと残り2年じゃないですか。ここらあたりは、この契約を提起する中で、あるいは承認する中で、一番考えないないかん問題だと思うんですが、その辺について市長は何か思いがありましたかね。率直に言ってください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この湯多里ランドの自主事業につきましては、指定管理選定委員会があつているときに、当初そういう提出をされたということで、その後、市としては、このことについてどうするかということで協議がありました。

その際、実際に、もともと露天風呂のエリアというか外の分は、もちろんございましたし、私も確認に行きました。そういう中で、ただ、ろ過機等がないということで、これについては指定管理者のほうを整備をしていって、その運営についてプラスになるように、収支がプラスになるように努めていきたいということでありましたので、このことについては、指定管理者がそこまで考えて運営をされるということであれば、これは了解せざるを得ないというようなことで、市といたしましては、この自主事業については了解をしたところでございます。

そしてまた、この指定管理者の指定期間が、令和5年の4月から令和10年の3月31日まででございますけども、また次回の公募になった際には、恐らく現指定管理者も応募はされるものと思いますし、ただ、これが、ほかの方が指定管理者となられた場合は、その次の方が、この今の現指定管理者との協議の上で、この自主事業を継続されるかどうかというのは、そこはまた協議

が入るのではないかなという思いは持っておりますし、市といたしましては、先ほども説明いたしましたように、この協定書のほうで、きちんとうたっております。

特に、この改修等の現状の変更は、乙の責任と費用負担において行う、そしてまた、協定書の第25条のほうにおきましては、これが、今の現指定管理者ではなく他の指定管理者となった場合は、協議はもちろん先ほども申しましたようにされるものとは思いますが、ただ、次の指定管理者が、この露天風呂等は要らないといったようなことになった場合は、これを原状に回復はしなければならないということで協定書のほうにきちんとうたい込んでおりますので、市といたしましては、このことをきちんと先方にも伝えてまいりたいという思いを持っているところでございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市の判断は、5年後、優秀な、それ以上の提案があったときに、困ったときに、非常に先に手を打たれた4,600万円、これは、ほかに持っていく場所はないですね、管理者は、本土からわざわざ取り寄せたんでしょう。その辺は知っている方おりますか。私は、この4,600万円だって、誰がそういうふうな価格の設定を確認とったか、言葉で聞いただけか、その辺は、そしてもう一つ、部長はその頃におられとらんから問題はあれなんです、宿泊所のことにおいては、金額は分からないとかね、それはちょっと軽くないですかね。

そうじゃなくて、把握されている方がおれば、幾らかかったぐらい、これは最後にはのけることもあり得るんですよ。大きな投資をしながら、のきなさいということが簡単にできるかという問題は、ここで発生してきますから。私はそのことを一番、今回の問題としては腹をくらないと、相手のペースにはまったような言い方じゃいかんと思いますよ。

再度確認しますが、部長さん、宿泊所の9部屋、24人の施設について幾らかかるかというふうなことは、全く引継ぎはございませんか。金額は大切な問題ですよ。5年間のうちにペイしようというふうなことがない限り、そのまま続行するということを乙のほうは思っても、甲は、それを超える相手が出てきた場合には、厳しい判断せないかんというのが待っていますから。このところなんです、私の質問の一番大事なところは。ここが、私、金額分からんとか、4,600万円というのは、あくまでも業者の数字だと思います。これは少し設計の施工を含めた中で、もう一度精査する必要がありやせんですか。その辺、部長さんでもいいし、市長でもいいですが、対馬市なりに当然の価格かどうか、これは精査する必要はございませんか、今の段階で、遅いけども。大きな投資ですよ。

もう一つついでに確認しますが、この年間の委託料、料金は幾らになっていますか、支払う1年間の委託料、料金。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 質問が何個かございましたけども、まず、露天風呂のろ過機の設置につきましては、当初、いろんな湯多里ランド改修工事がございます関係で、自主的に自主事業として行った工事についても資料を提出いただいておりますので、その金額が判明しております。

あくまで自主事業は、先ほど市長が答弁で申し上げましたとおり、あくまで指定管理者の自主事業ですから、その責任において費用において行うと明記されておりますので、簡易宿泊所につきましては、幾らその設置工事にかかったかというのは報告は受けておりません。

最後、指定管理料につきましては、令和5年度が6,124万円、令和6年度が、これは令和6年の9月に補正予算を承認をいただきました損失補填が1,764万5,000円、これに6,684万円をプラスした8,448万5,000円ほどが指定管理料です。

令和7年度につきましては4,581万2,000円ほどです。これが金額が下がった理由というのは、令和5年度、令和6年度は、バイオマスエネルギー料をこの指定管理料の中でお支払いをしておりましたが、その三者協定の中で、バイオマスエネルギー料につきましては市のほうが直接払うということになりましたので、令和7年度は4,581万2,000円、こういった金額になっております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私、あくまでも乙の業者は5年間で委託料を頂いて、あるいは自主事業をやって、差し引いてトントンか、利潤を儲ける、これを考えたら、ちょっとあり得ん世界を進んでいるなと私は思います。

そして、言うように、契約でそういうふうになつとるから排除しますよと、出してもらいますよと、違う方にそういうふうな、要は、提案があつて、選定業者にした場合、これを非常に難しい状態を招いておるなと思います。

簡単におっしゃいますが、どのくらい投資したかちゅうのは、私は聞くべきです。そう思いませんか、部長。聞かないと、トータルで赤字の方なら、はい、さようならという格好で見送る世界じゃないでしょう。できますかね、簡単に。4,600万円使うんですよ、最初から。そして、6,100万円、この委託料と施設の入所料、入場料利益については、乙のいわゆる収入、これを足して5年間やっていって大赤字を超えて投資する者は誰もいないと思いますよ。

投資したちゅうことは、継続してやりたいということは私もよく分かりますよ。しかし、それは市として、その辺のことを軽く考えれば大きなことになるなと私は思います。さっきと同じことなんです。今からでも、幾らかかたぐらいのことは確認取る必要ないですか、私はそう思

いますよ。だって、収支でやるんだから。どれだけ投資したか分からん、勝手にやりましたじゃ、それで済みますかね。私は済まんと思いますよ。その辺を追いながらやらないと、後で大きなことになりますよ。これが私は、今回の焦点だと思っております。

業者のほうから露天風呂がセットでやるのが好ましい、これもあるでしょう。しかし、過去の事例の中で、倒産まで、本体がたった2年で倒れたわけですから、自信を持ってやったばかりに。ところが、冷泉のその怖さ、冷たい水ですよ。ここの資料から見たら、当初の美津島町が作り上げた資料から、これ書いておりますよ。温泉の泉質、ナトリウム、カルシウム、塩化物質、泉温、これ温度ですね、これ30度となっておりますが、取りあえず。

こういうふうなことの中で失敗はしたわけですよ。そのとき市長がどっかの部長であったか分かりませんが、議会も騒動にはなりましたね、どういうことかということで、要は、6,000万円超えとらんやったでしょうかね、燃料費だけで、1年間の。べらぼうな数字が出たんですよ。それは美津島町が半分金を出資して、そしてグランドホテルのほうも半分、これが2年で破綻したわけです。なくなってしまったんですよ。それで、もうマイナスですたい。

ここの中で、私も、当時倒産した第三セクターを引き継いだのが、米寿会のほうであったと思います。米寿会はバイオマスボイラーのことは非常に知識がございまして、現にそのことを、チップの供給をやりよった頃だと思います。

それで、要は、源泉があまりにも広大なプール、大浴場、そして露天風呂、これに回しよれば、最初は、この2年間、パーなつたと。米寿会の当時やられた方の意見を聞きましたら、自分のところは引き継いだ後に露天風呂は熱の逃げるのが大きいというようなことで、それから使うとらんちゅう話でありました。ほかは、バイオマスボイラーで何とか切り抜けたというふうなことを聞いております。

そして、次の業者の方、対馬ビルサービスさんは、そのままの格好で事を進めていったわけですが、私は、この温度の30度ちゅうのも、年間通せば10度台になつとるかもしれんし、そこらの怖さがあつて、露天風呂を、取りあえず熱源を吸収してしまう、するということでやったのは、よく分かるんですが、その辺で、現在は何も問題ないか、あるか、この辺はどうでしょうか、ちょっと確認をとってみたいと思います。僕はその辺は分かりません。風呂に入りに行ったことありません。いやいや、恥ずかしいんですけどもね。その辺は、部長でもいいんですが、要は、バイオマスのボイラーが廃棄されておりますね、当初のやつを。その後に補充されておりますね。ここのちよつと説明を、詳しくお願いします。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） ちよつと詳しく説明できるかどうか、ちよつと疑問でございまして、新しい、今、株式会社クリルさんのほうで指定管理のほうを受託をいただいております。

それと、バイオマスにつきましては、エネルギーエージェンシーという会社からバイオマスを設置をいただいております、その熱供給量を年間約160万キロワット、今、露天風呂も再開しております、バイオマスで、ほとんどの熱供給は可能な状況でございます。たまた、メンテナンス等でバイオマスが停止する場合がございますが、そういった場合は灯油を幾らか使用いたしますが、今のバイオマスエネルギー量で露天風呂等も運営が可能となっております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今話を聞けば、露天風呂のほうに、どんどん熱が逃げていっても、何とか踏ん張っておるといふ言い方ですね、それが私の初めて確認とれる好材料であるとは思いますが。それは、事実は認めないかんわけで、私は聞いた話の中で確認とりよつとですよ。

だから、心配するのは、どうしても露天風呂にかかった経費が果たして4,600万円が正しいかどうか、ここらは市長、精査せないかんでしょう。それは、業者はそうあつてもですよ、設計上の、あるいは配管が中古であつたか、あるいは新品であつたか、それは知りません。そこらあたりチェックする必要ないですか。そうしないと、投資した金がどれだけかちゅうのを、市側がきちんと本当のことを把握せんと思はだめだと思ひます。そして、おおむね宿泊所も同様だと思ひます。

その中で5年間の収支が解決することはないと思ひますが、その点について、この協定書から言えば、それでも乙の負担で違ふ業者に選定が回れば物を出してくださいよという世界を協定書の契約はなつておりますと、こういうことではありますが、もう一遍、正確な技術者の世界で、どのくらいかかるが本当のことぐらいちゅう、この基準ぐらひは密かにチェックしていいんじゃないですか。市長、もう一度言ひますが、この辺を、4,600万円が最終的な判断なのか、市は、もう一遍、適切な見積りを取つてみるのか、その中で話合ひするというふうなことは、ならんですか。どうでしょうかね。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことについては、先ほどから説明いたしておりますように、あくまでこの指定管理者の自主事業といふことでございます。この指定管理者は、この対馬だけではなくて、ほかの佐世保地域のほうでも温泉施設の運営を行つておられるといふこともお聞きしておりますので、そこら辺については、かなり配管等についても、社長自ら詳しいようでございますし、あくまで先ほどから申しますように、これは指定管理者の自主事業でございますので、市の施設に大きな影響を及ぼすおそれはないといふふうに考えておりますので、このかかった事業費等を市のほうが精査するといふことについては、これは市としては差し控えたいと思ひております。

以上であります。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私のほうから本日の一般質問の内容を、ある程度まとめてみますと、心配することは、優秀な業者が、複数、今回以降出てきて、この業者が、その現状の中で、もしも採択できなかった場合に、大きなことになることが予測されます。幾ら言うてもね。そのことを、今の段階でよく詰めてくださいませ。それは大事なことになりますよ。この場でいいように言うても、大きな投資をしながら、それで済むという世界はありませんし、後の方が、新しく、その採用された方が、それを受けなかった場合、揉めますね。一応、私のほうは、このことをしっかり現体制の中で再度、話し合ってください。紙切れの中での話で全て進まんこともあります。

以上で質問を終わります。

○議長（春田 新一君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を11時15分からとします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） おはようございます。11番議員、会派市民協働の脇本啓喜です。

今回の質問は、全体を通して、対馬市が財政支援団体に対して、適正な管理監督ができていないか、すなわち憲法にうたわれている公金支出要件である公の支配が全うされているかについて検証するものです。諸事情から通告の順序を全く逆にして、変更して質問いたします。今朝、議長のほうからも許可を得ております。

公益財団法人巖原愛育会の解散に係る諸手続について、当該団体は、令和6年3月31日をもって解散しています。この解散手続及び財産処理について。

(1) 行政が出資した団体が解散するに当たっては、原則、議会の承認が必要とされています。当該団体解散に当たっての一般的手続について質問します。

解散事態の議会への報告。令和6年第3回市議会定例会で、愛育会の令和5事業年度決算報告書の1ページ、事業報告書に、文章で、令和5年度末解散する旨報告が記載されています。また、議事録からも、同議会本会議で、当時の総務部長が口頭で説明していることが確認できます。